

町 民 の 皆 さ ま へ

緊急事態宣言発令に伴うお知らせ

期間：令和3年8月20日（金）～令和3年9月12日（日）

令和3年8月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、静岡県に緊急事態宣言が発令されました。

町民の皆さまへ、重ねてのお願い

8月17日夜、国は静岡県への緊急事態宣言の適用を正式に決定し、その期間は8月20日から9月12日までとされました。

これまでに何度もお伝えしていますが、「コロナ感染者の病床がひっ迫し、入院ができずに自宅療養を余儀なくされ、死ぬかもしれない恐怖に怯えながら日々を過ごす」といった首都圏のような状況に、町民の皆さまが追い詰められる事態だけはなんとしても回避しなければなりません。「そんなことにはならない、考え過ぎだよ」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、今は、そのような危機迫る状況です。この感染の拡大をなんとしても抑え、皆さまの命を守るため、これまで以上に3密を避け、マスクの着用や手指消毒などの基本的な感染対策の徹底を重ねてお願いするとともに、3密が生じるような機会をできるだけ少なくするため、町が管理する施設においては使用制限や使用停止を行い、皆さまには集会の規模の縮小や中止、あるいは延期などを強くお願いしたいと考えています。

たび重なるお願いになりますが、この町の、静岡県の危機的な現状をご理解の上、ご協力くださいますよう伏してお願い申し上げます。

令和3年8月18日

吉田町長 田村典彦

緊急事態宣言に係る吉田町の対応方針

1 町民への感染防止対策の周知

- ・ 不要不急の外出の自粛
- ・ 県境を跨ぐ移動の自粛
- ・ 「密」の回避
- ・ 会話や歌唱の際の注意
- ・ 飲食の際の注意

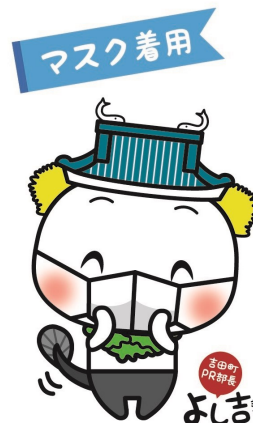
2 町主催イベント等への対応

3 公共施設の対応

4 学校等教育・保育活動での対応

5 事業主の感染防止策

6 ワクチン接種の推進



※詳しくは町ホームページをご覧ください。

当町における10万人当たりの新規感染者数は、国のステージⅣの目安値（25人）を超えている状況

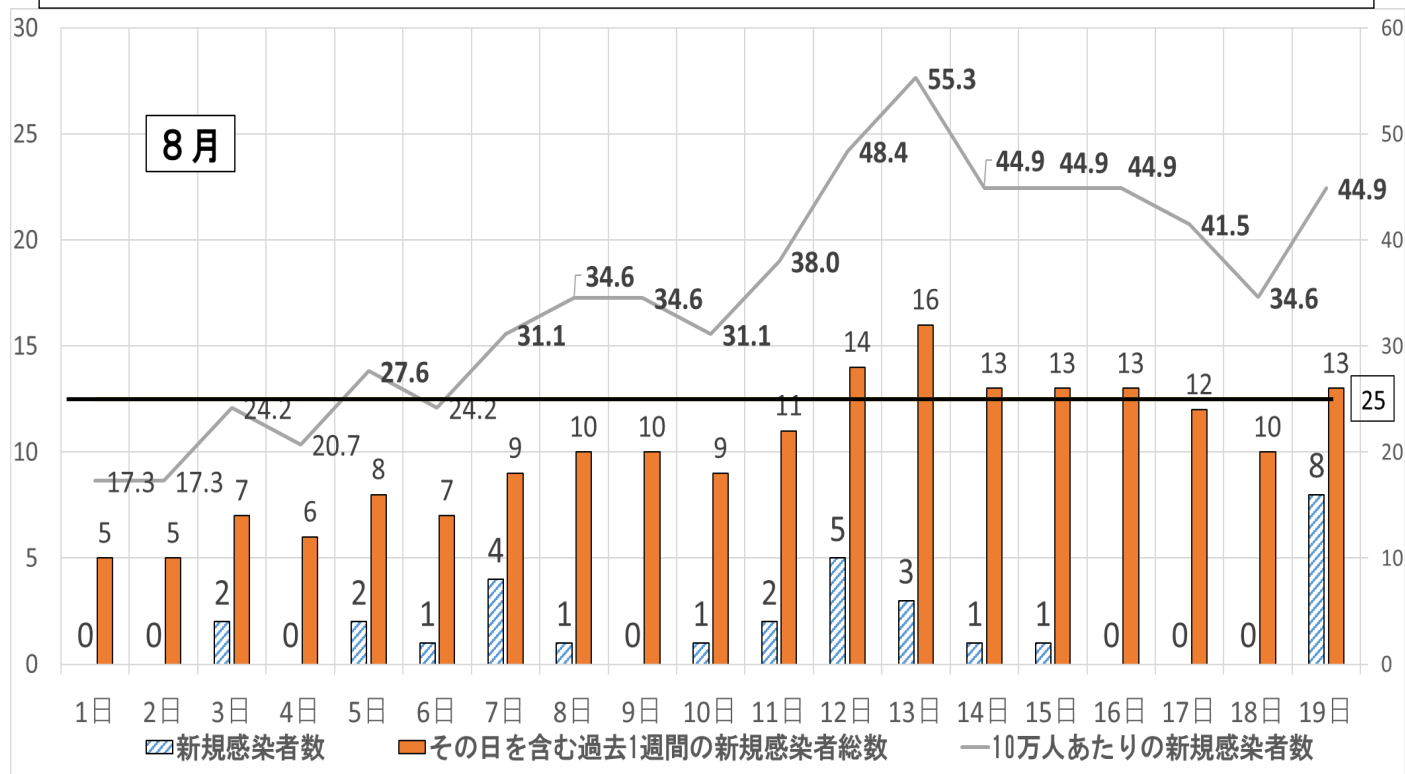
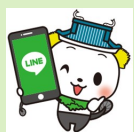


図. 新型コロナウイルス新規感染者数の推移（吉田町）

吉田町公式LINE登録



事業者の皆さまへ

静岡県休業・営業時間短縮要請
コールセンター

☎050-5211-6111

（静岡県HP）



【担当】防災課

電話 33-2164

FAX 32-6121